



- 会長／矢島 進
- 副会長／山岸邦太郎・北澤洋之介
- 幹事／林 尚孝
- R 情報(会報)委員長／佐伯克己

- 事務所／岡谷市中央町 1-4-1 ・ Tel/0266-22-6939 ・ Fax/0266-23-6939
URL: okayarc.org ・ Email: okayarc@bz04.plala.or.jp
- 例会／毎週火曜日 PM12:30 ホテル岡谷

第 2830 回例会 2018 年（平成 30 年）4 月 24 日(火)

点 鐘：矢島 進
斉 唱：我等の生業

司 会：佐藤有司
ラッキーNo：NO. 23 中村文明

会長挨拶

八重桜が満開となり、先日まで咲き誇っていたソメイヨシノとは一味違った美しさを誇っております。この時期は、自然がかもし出す彩が溢れ、冬の寒さから解放された喜びと共に嬉しさも一入です。

昨日、岡谷市蚕糸博物館の企画展「自然の色を纏う 吉岡幸雄の世界 源氏物語の彩」に妻と一緒に行ってまいりました。妻の伯母が、かねてから吉岡先生の作品の愛好者で、なかなか見られないからと勧められたことによります。

先生のプロフィールを拝見しましたら、成田空港サテライト到着コンコースのアウトワーク、薬師寺や東大寺などの文化財を古代の染色技術で復元など、日本の染色家の第一人者であると知り、実物を見てみたくなり足を運んでみました。

展示品は、源氏物語の様々な場面を色とりどりの絹織物で再現したもので、まさに、日本の細やかに移ろう自然を映した色彩に感動いたしました。

最近海外の人たちもチェリーブラスムといって「日本の美」を楽しむようになっております。植物染めから日本人の色彩感覚の原点を海外の方たちにも見て頂ければ、日本人の美意識も理解でき、日本の良さを一層楽しんで頂けるのではと思えました。

会長報告

感謝状を 2 つ頂いておりますのでご報告いたします。

- 岡谷市長 今井竜五様より（岡谷市への寄付）
- カンボジア教育省様より（カンボジア教育支援プロジェクト寄付）

幹事報告

- 次週 5/1（火）は休会です。次回は 5/8（火）清掃例会となります。また、夜は新旧クラブ協議会がありますので、関係者の方はお願いいたします。会場はメモリーで 18：30 からです。

社会奉仕委員会 5/8(火)は清掃例会です。ジャンパー着用でお願いいたします。
5/27(日)は諏訪湖清掃が朝6:00からあります。ご参加を宜しくお願いいたします。



卓話「消費税あれこれ」

瀬戸雅三会員

皆さんこんにちは。

本日は消費税について基本的なお話をさせていただきます。

来年10月から消費税は10%に上がります。同時に軽減税率もスタートいたします。まだ早いですが今からの心構えなどをお話いたします。

日本は消費税という税金は昔はなかったのですが、広く浅く税金を集めるために平成元年より消費税の導入をいたしました。とりあえず3%からはじまり平成9年に5%、平成26年に8%、その翌年は10%に上げる予定でしたが、いきなり景気が落ちたため来年10月まで先送りとなりました。

消費税の仕組みについては資料にてご説明しまして、その後は国税局のビデオをご覧ください。



1 消費税はどんな仕組み？

この章では、消費税の全体像を理解していただくために、「基本的な仕組み」と「納付税額の計算方法」について説明します。

1. 基本的な仕組み

[1] 消費税はどんな税？

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。(注1)
ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象とし、取引の各段階ごとに8%（うち1.7%は地方消費税）の税率で課税されます。(注2)

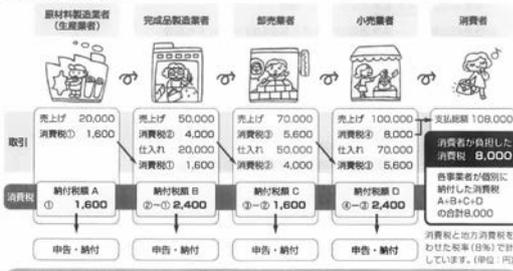
ポイント ○消費税とは、消費一般に広く公平に課税する間接税です。

[2] 消費税の負担者

消費税は、事業者に負担を求めるものではありません。税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を購入し又はサービスの提供を受ける消費者が負担することとなります。

ポイント ○消費税を負担する者=消費者
○消費税を申告、納付する者=事業者

消費税の負担と納付の流れ



ポイント ○税金が価格の一部として転嫁することを、税の転嫁といいます。

[3] 課税の仕組み

生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、前ページの図のように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。(注3)

ポイント ○消費税は、二重、三重に課されることのない仕組みです。

[4] 申告・納付は、だれが、どこに、いつするの？

納税義務者は、製造、卸、小売、サービスなどの各段階の事業者と、保税地域からの外国貨物の引取者です。
納税義務者は、納税地の所轄税務署長に課税期間の末日の翌日から2月以内（個人事業者の場合は翌年の3月31日まで）に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額と地方消費税額とを併せて納付します。(注4)

また、直前の課税期間の確定消費税額に基づき中間申告・納付をすることとなります。

ポイント ○国内取引(事業者) = 所轄税務署長に → 申告・納付
○外国貨物の引取者 = 所轄税務署長に → 申告・納付

[5] 納税事務の負担軽減措置等

事業者の納税事務の負担等を軽減するために、次のような措置が講じられています。

- 事業者免税点制度……基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者となります。(注5)
- 簡易課税制度……基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。

参照→課税仕入れはP4

注1 地方消費税については、課税仕入れ額に係る消費税額を控除した後の消費税額を基礎として算出されるので、税が累積することはありません。

注2 外国貨物の引取者は、保税地域から引き取る時点で、その所轄税務署長に引取りに係る消費税額とその引取地の地方消費税額を申告し、納付します。

参照→課税期間はP4、中間申告はP49

注3 参考→課税期間、課税売上高はP4、免税事業者はP16

注4 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。(注5-P16)

参照→簡易課税制度はP34

2. 納付税額の計算方法

[1] 税率

消費税の税率は、6.3%の単一税率です。このほか地方消費税が消費税率換算で1.7%（消費税額の $\frac{17}{63}$ ）課税されますから、合わせた税率は8%となります。





日々の業務で対応が必要となることは？

仕入れ(経費)

- 軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があることを確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ(経費)がある場合、請求書等に軽減税率対象品目である旨や税率の異なることに合計した税込金額の記載があれば、仕入先に確認して追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ(経費)を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

軽減税率対象品目の売上げがなくとも、消費税や交際費として飲食料金を購入する場合は別が対象です。

売上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、請求書等に軽減税率対象品目である旨や税率の異なることに合計した税込金額を記載し、交付する。
- 請求書等(控)に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

飲食事業者のみが課税事業者と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認
- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修
- レジの導入、改修が必要中小企業等の方には支援措置があります。(P.10)
- 毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿等に記帳
- 必要な事項を記載した請求書等を売入先に交付

POINT

- 日々の業務のうち軽減税率が関係する事項を確認する。
- 軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがないかを確認する。
- 売上げと仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。

軽減税率の対象品目①

軽減税率の対象品目

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



※一定の一体資産は飲食料品に含まれます(詳しくは次ページ参照)。

Q 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どうなる？

A 飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器(以下「包装材料等」といいます。)が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。なお、贈答用の包装など、包装材料等に別途対応を定めている場合、その包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」に該当しません。 ※包装材料等の仕入れは、軽減税率の対象となる課税仕入れには該当しません。

おしえて軽減税率 Q&A

軽減税率の対象品目②

一体資産の取扱い

「一体資産」とは、おもちや付きのお菓子(右図参照)のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

一体資産のうち、**取扱価格が1万円以下**であって、**食品の価格の占める割合が2/3以上**の場合、全体が軽減税率の対象となります(それ以外は全体が標準税率の対象となります。)

「食品の価格の占める割合」の具体例

事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の《例1》・《例2》のように事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

《例1》卸売事業者A：一体資産の販売に係る原価のうち食品の価格の占める割合で判定

《例2》小売事業者B：一体資産を仕入れてそのまま販売しており、仕入れが適用した税率で判定

商品	価格	税率
紅紙(食品)	3,000円(税込)	軽減税率
ティーカップ(食品以外)	1,000円(税込)	標準税率
紅紙+ティーカップ(一体資産)	5,400円(税込)	軽減税率
紅紙+ティーカップ(別々)	4,800円(税込)	標準税率

標準税率
5,000円(税抜き)で販売
① 1万円以下かの判定 5,000円≦10,000円
② 3分の2以上かの判定 3,000円/4,000円≧2/3
仕入原価の割合により判定

軽減税率
6,000円(税抜き)で販売
① 1万円以下かの判定 6,000円≦10,000円
② 3分の2以上かの判定
仕入先に適用された税率により判定

外食・ケータリング等

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。 ※テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

外食とは 飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる設備の提供

ケータリング等とは 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

テイクアウトとは 飲食店営業等が行うものであって、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象(例として「テイクアウト」は、飲食料品を伴わない場合で、顧客に飲食料品を伴うための方法が異なります)

出前・宅配とは 出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象

POINT 軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、**飲食料品を提供する時点(取引を行う時点)**で行うこととなります。

帳簿及び請求書等の記載と保存(平成31年10月1日~平成35年9月30日)

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ(経費)がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や帳簿などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。

○ 仕入税額控除の要件(平成31年10月1日~平成35年9月30日)

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分経理に必要な事項を記載した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

《現行の請求書等と区分記載請求書等の比較》

期限	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額、請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) [軽減税率の対象品目である旨]	(上記に加え) [軽減税率の対象品目である旨] [税率ごとに合計した税込対価の額] ※③及び④については、請求書等の交付を受けた事業者による、その取引の事実に基づく追記も可能

こんな請求書をもらった時は・・・

仕入先から交付された請求書等に、①軽減税率の対象品目である旨や②税率ごとに合計した税込対価の額の記載がない場合は、これらの項目に関して、交付を受けた事業者自身が、その取引の事実に基づき追記することができます。

交付された請求書等に、①、②の記載がない場合は・・・

「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した税込対価の額」は追記できるんだね。

おしえて軽減税率 Q&A

Q 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引の領収書については、保存がなくても仕入税額控除の要件を満たしますか？

A 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ニコニコボックス

平沢清文 創業記念日です。

中村文明 大正2年創業以来本年で105年に成りました。今後も菓子一筋に技術の研鑽に努めます。今後ともよろしくお願ひ致します。

瀬戸雅三 今日は消費税の話です。少しでもお役に立てば幸いです。

牛山幸一・小口 隆・小口裕司・北澤洋之介・小山 智・佐伯克己・薩摩 建・佐藤有司・高木昭好・中嶋孝一・中畑隆一・濱 俊弘・林広一郎・林 尚孝・林 裕彦・林 靖高・平沢清文・宮坂晃介・宮坂 伸・宮澤由己・守屋麻里・矢島 進・矢島 實・山岸邦太郎・山崎典夫・山岡俊幸 瀬戸雅三会員、卓話よろしくお願ひします。

出席報告

会員数40名、出席者28名、出席率77.5%、前々回訂正95.0%

2017-2018

岡谷ロータリークラブテーマ

『楽しく奉仕の輪を広げよう』



2017-2018 年度RIテーマ
ロータリー:変化をもたらす
ROTARY: MAKING A DIFFERENCE



ロータリー:
変化をもたらす